

2025 年 9 月 3 日

山口労働局長
鈴木 輝美 様

山口県高等学校教職員組合
執行委員長 石 田 高 士

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

山口労働局一般公示第52号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第1項及び第12条の規定により、次のとおり異議を申し出る。

記

1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した 2025 年度の山口県最低賃金の改正について、「1 時間 1,043 円」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給 1,500 円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、すべて審議の場について完全公開を求める。

2、理由

- (1) 今年度の中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に提示された目安が「63 円の引き上げ」となった中、山口県が「64 円」としたことは、情勢を一定鑑みたものと言える。しかし、目安を大きく上回る引き上げをする県が多く、隣県では山口県よりも最賃が高い広島や福岡でも「65 円」の引き上げとなり、結果的に格差が広がった。また、島根はこの数年目安を大きく上回る引き上げをしており、山口県との差もついに 10 円となる見込みである。そして、都市部との格差是正をはかるなら 63 円では不十分であり、さらに近年続く物価高騰の中、63 円の引き上げでは物価高騰を後追いするだけである。

格差の拡大は労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、昨年度の県全体の県内就職率に比べ、東部では広島県、西部では福岡県などに流出する傾向にある。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する引き上げが求められる。昨年は 15 の県で 5 円以上目安を上回る答申を行ったが、今年は 10 円以上目安を上回る県も複数あり、いずれの県も格差是正に取り組んでいることがうかがえる。しかし、山口県には危機感がまったく見られない。もっと人口流出の課題に真摯に向き合い、最賃引き上げとそのための中小企業支援の議論をすべきである。

(2) 「1時間 1,043 円」では、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」という目的は果たされず、現下の労働者・国民の生活改善どころか、先行き不安をさらに増幅させるものであるため承服できない。

生計費原則を踏まえるのであれば、最低賃金は何よりも個人として自立できる賃金水準であるかどうか問われる。2019 年 5 月に山口県労働組合総連合が発表した「山口県最低生計費試算調査」では、山口市在住、独身 25 歳が必要とする最低生計費は月額 24 万円となり、時給に換算すると「1,600 円」が必要であることが明らかになっている。この間の物価高騰を加味すると、さらに時給の上乗せが必要である。また、時給 1,000 円前後では、自立してまともに暮らしていくことが不可能であることは、県労連が毎年実施している「最賃生活チャレンジ」でも明らかである。労働力の再生産ができない賃金水準では賃金と言えない。一方、2024 年度の労働分配率は 53.9%となり、51 年ぶりの低水準となっている。賃上げとはいっても利益が賃金に回っていないのが現実であり、賃上げの好循環は道半ばであると言わざるを得ない。もちろん、企業規模にもより、中小企業の賃上げが大変なのは十分承知の上で、労働力の再生産に必要な時給 1500 円の早急な実現とともに、それを支える政府による中小企業への具体的な支援策、直接的な支援や社会保険料の事業主負担に対する援助などの実施を求めるものである。そのために、山口最低賃金審議会として附帯決議等で要望すべきである。

(3) 政労使がそろって専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会の公開、概要の文書公開は評価できる。しかし、審議の透明性および公平性を高めるため、最低賃金法が規定する「異議申し出」を実質的に保障するには、二者による専門部会を含め、全ての審議が完全に公開されることが大前提である。事実上、最低賃金額について審議する専門部会において、労働者側の提示額と使用者側の提示額からどのような議論で最終的に 64 円となったのかの経過がみえない。また、専門部会においては最後に結論だけを聞いているが、このスタイルは「報告」であって、傍聴とはとても言えない。専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求める。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上